

令和6年 飲酒運転根絶強化月間 横浜市実施要綱



目的

悲惨な交通事故を引き起こす飲酒運転を根絶するため、飲酒運転の危険性、悪質性を訴える運動を市民総ぐるみで展開します。

期間

12月1日～12月31日の1か月間

スローガン

飲酒運転は 絶対にしない させない
許さない そして見逃さない

STOP! 飲酒運転



重点

- 1 飲酒運転根絶運動の周知徹底と広報啓発
- 2 飲酒運転を助長する環境の根絶と
ハンドルキーパー運動の推奨

◇◇飲酒運転等に対する罰則◇◇

態 様	懲 役	罰 金	基礎点数
酒酔い運転	5年以下	100万円以下	35点
酒気帯び運転 ※ (0.25mg以上)	3年以下	50万円以下	25点
酒気帯び運転 ※ (0.15mg以上 0.25mg未満)	3年以下	50万円以下	13点
呼気検査拒否	3ヶ月以下	50万円以下	—

◇◇飲酒運転ほう助行為に対する罰則◇◇

態 様	懲 役	罰 金
車両の提供	酒 酔 い	5年以下
	酒 気 帯 び	3年以下
酒類の提供	酒 酔 い	3年以下
	酒 気 帯 び	2年以下
同 乗 者	酒 酔 い	3年以下
	酒 気 帯 び	2年以下

※呼気1ℓ当たりのアルコール濃度

◇◇◇横浜市内の交通事故件数と死亡率◇◇◇

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全事故件数	8,398	7,398	7,883	7,492	7,703
死 者 数	50	48	36	38	40
死 亡 率	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5
うち飲酒運転による事故件数 ※	36	38	39	40	39
死 者 数	0	0	1	1	2
死 亡 率	0.0	0.0	2.6	2.5	5.1

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 重点に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動の推進について周知徹底を図ります。

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した飲酒運転根絶運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を密にして、運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。

警察

- 1 飲酒運転による交通事故の詳細な分析や、飲酒運転情報等を踏まえ、飲酒運転の根絶を目的とした効果的かつ計画的な取締りを推進します。
- 2 酒の製造、販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等に対する働きかけを強化し、飲酒運転防止に向けた協力を要請します。
- 3 飲酒運転を検挙した際には、運転者の捜査のみにとどまらず、飲酒運転をすることを知りながら車両や酒類を提供したり、同乗したり等の行為に対する捜査を厳正に行います。

交通安全協会など交通安全団体及び地域関係団体

- 1 キャンペーンやイベントなどの開催により、飲酒運転の根絶を呼びかけます。
- 2 ハンドルキーパー運動をドライバーや飲食店等に対して積極的に働きかけ推進します。
※ハンドルキーパー運動とは…「自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける」運動です。

教育関係

- ・ 各種研修会などを通じて、飲酒運転の根絶を徹底させます。
- ・ 広報誌、校内放送等を活用して飲酒運転事故の悲惨さを呼びかけます。

道路管理者・鉄道事業者

道路情報板、駅広報、車内広報などを活用し、この運動の周知と交通マナー向上のための広報啓発活動を推進します。

地域

- 1 飲酒運転の危険性、悪質性、責任の重大性を認識しましょう。
- 2 ニュースや新聞を素材に、飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さを周囲と話し合い、「しない、させない、ゆるさない」を徹底しましょう。
- 3 飲酒を伴う会合等には車両を運転していかないように声をかけ合い注意し合いましょう。
- 4 酒類販売業者・飲食店等と協力して、車両を運転する人には酒類を絶対に提供しないようにしましょう。
- 5 飲食店と協力して地域ぐるみでハンドルキーパー運動に取り組みましょう。

横浜市交通安全対策協議会

(事務局) 横浜市道路局道路政策推進課

電話045(671)2323

令和6年 年末の交通事故防止運動 横浜市実施要綱

目的

年末は人流や交通量が増加する傾向にあり、例年歩行者や二輪車が関係する交通事故が多発していることから、市民一人ひとりに交通ルールの遵守と交通マナーの徹底を呼び掛ける活動を通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

期間

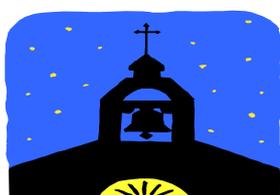
12月11日(水)～12月20日(金)

スローガン

今日もまた あなたの無事故 待つ家族

重点

1. 歩行者の安全の確保
2. 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
3. 二輪車の安全利用促進



横浜市交通安全キャラクター
ルールちゃん

◇◇ 令和6年8月末現在の交通事故発生状況 ◇◇

区分	交 通 事 故						
	発 生 件 数	昨 年 同 期 比	死 者	昨 年 同 期 比	負 傷 者	昨 年 同 期 比	
横 浜 市	鶴見区	364	-48	4	3	410	-63
	神奈川区	240	31	0	-2	283	36
	西区	177	18	1	0	202	26
	中区	349	26	5	4	399	18
	南区	235	-15	2	1	267	-1
	港南区	267	-67	0	-2	315	-93
	保土ヶ谷区	254	38	1	-3	282	31
	旭区	358	60	4	3	405	72
	磯子区	145	-51	0	-3	162	-68
	金沢区	262	-106	2	-1	299	-136
	港北区	371	-49	0	0	425	-70
	緑区	304	30	1	0	333	27
	青葉区	353	-14	1	1	418	-14
	都筑区	262	-12	0	0	311	-4
	戸塚区	338	-18	1	0	381	-33
	栄区	71	-41	1	1	81	-56
泉区	209	13	0	0	242	23	
瀬谷区	177	-17	0	-2	213	-22	
計	4,736	-222	23	0	5,428	-327	

横浜市交通安全対策協議会

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 重点に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 運動の重点事項の効果的な推進を図るため、広報啓発や実践的な活動を行います。

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に応じた交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を図り、この運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。

警察

- 1 悪質性・危険性の高い交通違反の指導取締りを強化します。
- 2 子どもや高齢者の保護誘導活動や交差点における街頭活動を強力に推進します。
- 3 子ども、高齢者、二輪車運転者及び自転車利用者等への交通安全教室を積極的に推進します。
- 4 交通情報板等を活用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会など交通安全団体及び地域関係団体

- 1 キャンペーン等の開催を通じて、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 交通指導員や各種団体構成員による見守り活動を積極的に実施し、交通安全ひとこえ運動を推進します。

教育関係

- 1 夕暮れ時の交通事故防止を図るとともに、参加・体験・実践型の交通安全教室等の校外指導を強化します。
- 2 自転車・二輪車の安全利用に関する指導と交通安全教育の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報等を活用し、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 夜間の外出には、目につきやすい「明るい服装」や「反射材」を身につけましょう。
- 2 歩行者の危険な横断や自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで「ひとこえ」をかけ合いましょう。
- 3 二輪車での交差点直進時には、スピードを落とし、対向右折車との事故を防ぎましょう。
- 4 飲酒を伴う会合等には車両を運転して行かないようお互いに声をかけ、注意し合ひましょう。

横浜市交通安全対策協議会

(事務局) 横浜市道路局道路政策推進課

電話045(671)2323